

公益財団法人 日本サッカー協会
2021 年度 臨時評議員会

2021 年 10 月 9 日

決議事項

1. 現役会長の信任決議の件

役員を選任及び会長等の選定に関する規程第 20 条に基づき、会長を継続する意思を表明した現役会長の信任決議を行いたい。

【参考】役員を選任及び会長等の選定に関する規程

第 20 条〔現役会長の信任決議〕

1. 第 15 条に定める評議員による選挙を経て会長予定者に選出され、その後の理事会において会長に選定された会長（以下「現役会長」という。）が、当該選定の 2 年後の改選（以下「次期改選」という。）に関して、自ら会長を継続する意思を表明した場合は、当該次期改選期の 10 月に開催される臨時評議員会において、現役会長の継続についての信任決議を行うものとする。
2. 前項の信任決議は、評議員による無記名の投票により行われるものとし、出席した評議員の過半数が現役の会長の継続について承認した場合、本規程第 8 条から第 11 条までの手続きを経ることなく、現役会長が会長予定者となる。
3. 信任決議の運営に係る事務は本協会の事務局が行うものとする。
4. 現役会長が継続する意思を表明しなかった場合又は現役会長が前項に基づく過半数の承認を得られなかった場合は、第 8 条に定める立候補に関する手続きを経て、第 15 条に基づき、当該次期改選期の 1 月臨時評議員会における評議員による選挙によって会長予定者を選出するものとする。

第 20 条の 2〔オンライン投票に関する特別規定〕

1. 会長予定者を選出するための評議員会（第 15 条）又は現役会長の信任決議を行うための評議員会（第 20 条）がウェブ会議により行われた場合、前各条の定めにかかわらず、当該選挙又は信任決議はインターネットを通じたオンライン投票にて行われるものとする。
2. 前項に定めるオンライン投票は、匿名性が保証されたものでなければならない。